

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

次の時代も、皆様とともに
70
Anniversary
労働新聞社

安全ステップ

特集Ⅰ

切創防止作業服を製作

グラインダー災害の再発防止へ

本田技研工業 生産技術統括部

特集Ⅱ

画像認識で安全行動を見守る

保護具の装着判定して注意喚起へ

JFEスチール知多製造所

ニュース

新ヒヤリで活動を検証

建災防が手引 レジリエンス強化へ

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

No.2380

2021 **6** / **15**

■ 災害のあらまし ■

飲食店（ラーメン店）に勤務する従業員 Y（58 歳）は、夕方から開店準備のための仕込み作業（製麺業務）を行っていたところ、突然大量の汗をかき、めまい、吐き気、倦怠感を感じ、別室で少し休んでいたが、その後、症状が改善しないため同僚が病院へ搬送、熱中症と診断された。当日の室外気温 29℃、室内気温は 27℃、朝まで降っていた雨の影響で湿度が高く、コロナ感染予防対策のため、マスクを着用しての作業であった。

■ 判断 ■

暑熱な場所における業務による熱中症と診断され、業務上による災害と判断された。

■ 解説 ■

毎年、この時季になると、「熱中症」に関する労災申請の相談が増えてくる。

熱中症というと、屋外、猛暑日、建設業や警備業などで発生するイメージがあるが、労災対象となる疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則第 35 条（昭和 22 年厚生省令第 23 号）の別表第一の二では、屋外に限った話ではなく、屋内の業務であっても「暑熱な場所での業務」による場合は労災として認定されることが記載されている。

まず、労災対象となるかどうかの判断基準としては、「業務起因性」と「業務遂行性」を満たしているかどうかとなる。今回の「熱中症」が労災と認められるためには、次のような条件を満たしていることが必要となる。業務起因性とは、災害が業務に起因しているかどうかである。被災者 Y は、飲食店勤務であり、仕込みとして製麺作

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第 328 回

業を行っていた際に発症したものである
ので、業務起因性については問題なく認めら
れる。業務遂行性についても、被災者が事
業主の支配ないし管理下にある状態で発生
したものであるため業務遂行性も問題なく
認められる。

さらに熱中症の場合は、以下の判断基準
にもよる。

一般的認定要件

①業務上の突発的またはその発生状態を
時間的、場所的に明確にし得る原因が存在
すること

②当該原因の性質、強度、これが身体に
作用した部位、災害発生後発病までの時間
的間隔などから災害と疾病との間に因果関
係が認められること

③業務に起因しない他の原因により発病
(または増悪)したものでないこと

医学的診断要件

①作業条件および温湿度条件等の把握

②一般症状の視診(けいれん、意識障害
等)および体温の測定

③作業中に発生した頭蓋内出血、脳貧血、
てんかんなどによる意識障害などとの鑑別
診断

上記要件については、やや表現がわかり
難いが、仕事をしてきた時間・場所が熱中
症を引き起こす原因として存在しているこ
と。その原因により熱中症を発症したとい
う因果関係があること。仕事に関係しない
他の原因により発症したものではないこと
などで判断されることになる。

なお、労災認定されれば、事業主には職
場の安全配慮義務責任とともに損害賠償責
任も問われかねないことは否定できない。
これからの季節は特に、熱中症対策へのリ
スク意識を持つことが望まれる。熱中症は
重症化すれば死に至ることがある。重度の



熱中症の場合には、治癒後、障害が残る事
もある。作業終了後も油断は禁物であり、
時間をおいて発症するケースもある。猛暑
日の屋外作業はもちろん、密閉された空間
で継続的な作業等を行う場合は、適度な休
憩(ソーシャルディスタンスを確保した上
でマスクを外すことも)、水分補給を行わ
せることが、事業主の安全配慮義務となる。

また、現在のコロナ禍、「新しい生活様
式」においては、マスク着用を徹底してい
るものと思われる。しかし、高温、多湿と
いった環境下でのマスク着用は、熱中症の
リスクが非常に高くなるおそれがある。

熱中症は、初期症状においては、発熱
あるいは高体温、倦怠感、食欲不振、筋肉
痛など、コロナ感染と似たような症状が多
く、症状だけでは区別が難しいといわれて
いる。発症時には、発症までの状況、経過
などから総合的に判断することになるが、
業務開始前、入社時には、定時の体温測定、
健康チェックを行い、日ごろから従業員の
平熱を知っておくことで発熱に早く気づく
こともできる。従業員の健康状態を常に把
握、管理しておくことは、コロナ対策にも
なり、熱中症予防にも有効である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp